

公認会計士・税理士 加藤隆博事務所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年1月1日～令和6年12月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

< 対策 >

令和2年1月～ 制度に関するパンフレット等(年金事務所、ハローワーク等)の資料を職員に配布し情報提供を行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

< 対策 >

令和2年8月～ 夏季有給休暇の利用を促進するよう朝礼で職員に周知する。

目標3：地域の子供のインターンシップの受け入れを行う。

< 対策 >

地域の中学校、高校、専門学校及び大学から依頼があれば積極的に受け入れる。